

播磨町新型インフルエンザ対策本部からのお知らせ

平成 22 年 1 月 22 日

新型インフルエンザワクチン接種について（お知らせ）

このたび、優先接種対象者の中学生、高校生に相当する年齢の方、65歳以上の方、及び優先接種対象者以外の方について、ワクチン接種のスケジュールが下記のとおり兵庫県から発表されましたので、お知らせします。

●ワクチン接種スケジュール

優先接種対象者	接種開始日	接種時の持参物
妊婦・基礎疾患を有する方	開始済	妊婦の方は「母子手帳」、基礎疾患の方は「優先接種対象者証明書」（かかりつけ医で接種するときは不要）
1歳～小学3年の方		「母子手帳」または「健康保険証」
1歳未満の小児の保護者の方		「母子手帳」、「健康保険証」または「住民票」
小学校4年～6年生の方		「健康保険証」、「学生証」または「住民票」
中学生、高校生に相当する年齢の方	1月8日	「学生証」、「健康保険証」または「住民票」
65歳以上の方		「健康保険証」、「運転免許証」または「住民票」

上記優先接種対象者以外の方	1月25日 (医療機関によって開始日が異なることもあります。)
---------------	------------------------------------

●ワクチンの効果と副反応

接種後、はれたり、発熱などの症状がみられたりするほか、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の選択により接種していただくようお願いします。

●接種回数

1回接種 中学生以上の方（接種時に13歳になっていない方は2回接種）

2回接種 1歳から小学生までの方

●接種医療機関と予約

ワクチン接種は、予約制です。

上記の優先接種対象者の方で、接種を希望される方はかかりつけ医療機関にご相談ください。

●接種費用

接種費用は、3,600円になります。なお、1歳から小学生までの方の2回目の接種は2,550円（1回目と違う医療機関で接種する場合は、3,600円）になります。

うら面もご覧ください

お問合せ先 播磨町役場 健康安全グループ
電話 (079) 435-2611 (直通)

新型インフルエンザワクチン接種費用助成について（お知らせ）

新型インフルエンザワクチン優先接種対象者の方で、次に該当する方は、接種費用を全額助成します。（対象となる接種は、平成22年3月31日までに接種されたものに限ります。）

- 対象者 優先接種対象者で、生活保護世帯、または町民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の方

優先接種対象者とは、

妊婦・基礎疾患を有する方、1歳～高校生の年齢に相当する方、1歳未満の小児の保護者の方、65歳以上の方です。

●手続き

1 播磨町・加古川市・稲美町内の医療機関で接種する場合

接種費用助成券を発行しますので、健康安全グループに備え付けの申請書に記名・押印のうえ、申請書を提出してください。

受け取られた助成券は、接種時に医療機関へ提出してください。

平成21年1月2日以降に転入された方は、世帯全員の21年度所得証明書を持参ください。

2 播磨町・加古川市・稲美町以外の医療機関で接種する場合

一旦、医療機関で接種費用を支払っていただき、2回目（1回接種の方は1回目）の接種後30日以内に下記の書類を持って、健康安全グループまでお越しください。後日、接種費用を指定口座に振り込みます。

- ① ワクチン予防接種済証（医療機関で発行されたもの）
- ② ワクチン接種の領収書
- ③ 振込先の口座番号がわかるもの（ゆうちょ銀行以外の口座）
- ④ 印鑑（本人・口座名義人の朱肉を使う印鑑）
- ⑤ 平成21年1月2日以降に転入された方は、世帯全員の21年度所得証明書

なお、接種後30日を超えた申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

3 すでに医療機関で接種された場合

上記2の①～⑤の書類を持って、2回目（1回接種の方は1回目）の接種後30日以内に健康安全グループまでお越しください。

なお、接種後30日を超えた申請は受け付けできませんので、ご注意ください。